

I . 委員会の扱った主な事件

第 1 章 大手証券会社による損失補てん事件

第 1 概 説

平成 3 年に多数の証券会社の大口顧客等への損失補てんが明らかとなり、社会的に大きな問題となるとともに、証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について種々の議論が行われ、これを契機に委員会が設立された。また、このような不公正な取引が繰り返されることのないよう、損失補てんを罰則を付して禁止することとし、証取法の改正がなされた。

その後、平成 7 年度において、委員会の犯則事件の調査の結果、10 数名の顧客に損失を補てんしていた証券会社に対し告発を行ったところであるが、今般の野村証券をはじめとした大手証券会社に係る犯則事件の調査の結果、証券会社及びその役職員による取引の公正を害する悪質な損失補てん行為が依然繰り返されていたことが明らかになった。

今般の損失補てん事件の端緒は、委員会の日常的な市場監視活動（取引審査）の中で得られたものである。すなわち、平成 7 年末に、日々の市場の膨大な取引の中から、野村証券が関与するやや不自然ではないかと思われる取引を把握したことから、一連の事実解明が始まった。

委員会は、直ちに関係先より資料を徴取するなどの情報収集に着手したところ、これらの情報収集等を通じて、不公正な取引が行われていた疑いが次第に強まってきたことから、平成 8 年半ばより、関係者に事情を聴取すること等を含めた深度ある調査を実施した。以上のような調査により、野村証券がいわゆる総会屋との間で取引一任勘定取引の契約を締結した上で、数年にわたり取引の受託、執行を行い、これらの取引の中で生じた損失を補てんするため、あるいは、利益を追加するため、多

額の財産上の利益を提供していた事実を解明した。

また、野村証券に係る調査を進める過程で、他の大手証券会社である山一証券、日興証券、大和証券にも同一の総会屋との間で不自然と思われる取引のある口座が存在することを把握し、野村証券に係る調査に一応の目処が立った段階で、これらの証券会社についても本格的な調査を実施した結果、同様に損失補てん又は利益追加を行っていた事実を解明した。

なお、山一証券については、いわゆる総会屋ばかりでなく法人顧客にも損失補てんを行っており、日興証券については、他の個人顧客にも利益追加を行っていた。

大手証券会社が各顧客に財産上の利益を提供した手法は、基本的には、証券会社が自己勘定で行った株式等の買付け（又は買付けと売付けの両方）を、当該顧客から委託を受けて行った取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させるというものであった。このような取引には、株式、ワラント、海外市場での株価指数先物取引といった有価証券等が用いられ、現物取引だけでなく信用取引を用いたものもあった。なお、このような取引は、いずれも取引一任勘定取引の中で行われていた。

また、今般の調査の結果、代表取締役社長をはじめとする各社の多数の役員、及び、社内で法令・諸規則の遵守を徹底させるべき立場の内部管理統括責任者自身が違法行為に関与していたほか、法令・諸規則の遵守状況に係る社内のチェック体制が実質的に機能していなかったことが明らかになった。

更に、自己勘定で行った取引を事後的に顧客から委託を受けて行った取引であるかのように仮装し付け替える行為の中で、これらの取引の執行に当たって自己勘定に係る注文と顧客の委託に係る注文の峻別が厳正

になされていないものがあり、また、社内コンピューターを不適正に運用するものも見られた。

以上のような事実を踏まえ、野村証券、日興証券、大和証券に係る大蔵大臣への勧告において、法令違反行為が行われた背景として内部管理体制に重大な不備があったことを具体的に指摘し、法令違反の事実とともに行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう求めることとした。また、委託注文と自己注文の区分の制度化等の観点から必要かつ適切な措置を講ずるよう大蔵大臣に対して建議を行った。

第 2 野村証券

先述の通り、委員会は、平成 7 年末に野村証券が関与するやや不自然ではないかと思われる取引を把握し、情報収集及び任意調査を進めたところ、事案の真相解明のためには強制調査を行う必要があるとの判断に至り、平成 9 年 3 月 25 日、東京地方検察庁と合同で強制調査を実施した。

委員会としては、証券取引法や証券市場での取引に係る知識、情報収集・分析等、その専門能力を発揮しながら、検察当局とも協力して更なる調査を進め、同年 5 月 13 日、犯則嫌疑法人野村証券及び犯則嫌疑者である同社元常務取締役 A、同社元常務取締役 B ほか 1 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

(注) 告発に際し、本件に係る資料を検察当局に引き継ぎ、検察当局においてはこれを踏まえて捜査が行われた結果、代表取締役社長の関与等の事実が認められ、告発事実とともに東京地方裁判所に公訴の提起がなされた。

上記のような犯則事件の調査の結果に基づき、平成 9 年 7 月 15 日、野村証券に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう大蔵大臣に勧告した。勧告の対象となった法令違反等の事実及び大蔵大臣が行

った処分等の概要は、以下のとおりである。

〔勧告の対象となった法令違反等の事実〕

(1) 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証券法第 50 条の3第 1 項第 3号違反〕

野村証券は、代表取締役社長を含む 4 名の役職員の関与により、有価証券の売買につき、当該有価証券について生じた顧客の損失を補てんするため、当該顧客に対し、

- ① 平成 7 年 1 月から同年 6 月までの間、5 回にわたり、野村証券がその自己勘定で行った株式買付取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式買付取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約 4,750 万円相当の財産上の利益を提供した。
- ② 平成 7 年 3 月、野村証券がその自己勘定で保有していたワラントの価格が上昇基調であったことから、当該ワラントを当該顧客が上昇前の価格で買い付けたかのように仮装した後、直ちに当該顧客から同社の自己勘定で買い戻す方法で、約 220 万円相当の財産上の利益を提供した。
- ③ 平成 7 年 3 月、3 億 2,000 万円の現金を供与することにより、同額の財産上の利益を提供した。

(2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証券法第 50 条第 1 項第 3号違反〕

野村証券は、上記(1)の顧客の有価証券の売買取引の受託につき、取引一任勘定取引の契約を締結した上で、平成元年 2 月から同 8 年 7 月までの間、取引を受託、執行した(当該契約締結行為のうち、同 4 年 1 月 1 日以降の行為が法令違反に該当)。

(3) 内部管理上の問題

上記(1),(2)の法令違反行為に関与した野村証券の役職員には法令・諸規則の遵守意識が著しく欠如していると認められるとともに、法令違反行為が行われた背景として野村証券の内部管理体制には以下のような重大な不備があったと認められた。

- ① 法令違反行為の実行に当たり、複数の部署の役職員が委託注文伝票を操作するなどの不適正な行為に関与していた。
- ② 関係各部門の管理責任者及び営業責任者による実態の把握及び顧客管理に関する適切な指導・監督が行われていなかった。また、法令・諸規則の遵守状況を管理すべき業務管理本部においても適切な措置が講じられていなかった。
- ③ 委員会の調査への対応に当たって、本来自ら事実関係の解明に当たるべき売買管理部門の担当者等が、委員会の調査に対する対策を講じるため、複数部門の役職員の参加する会議を開き口裏を合わせるなど、組織的に法令違反行為の実態の解明を困難にするような工作を行っていた。

〔勧告に基づく大蔵大臣の処分、措置の概要〕

(1) 証券会社に対する処分、措置

①行政処分

- ・ 株式関連(指数先物取引、オプション取引を含む)の自己売買業務の停止(平成9年8月6日から同年12月31日)
- ・ 全部店の株式関連業務の停止(平成9年8月6日から同年8月12日)
- ・ 本店第一企業部の有価証券の売買、有価証券先物取引等の受託業務の停止(平成9年8月6日から同年12月5日)
- ・ 本店(第一企業部を除く)の有価証券の売買、有価証券先物取引等の受託業務の停止(平成9年8月6日から同年9月5日)

- ・ 公共債（国債，地方債，政府保証債）の引受け及び入札への参加の禁止(平成 9 年 8 月 6 日から同年 12 月 31 日)

(注) 勧誘を伴わない保護預り有価証券の売却注文の受託業務等を除く。

②大蔵大臣が証券会社に対して行った業務改善指示

責任の所在の明確化，内部管理体制の充実・強化，役職員の法令・諸規則の遵守意識の向上，社内の売買受注・執行体制の見直し，実態解明を困難にするような工作を行っていたことに関して責任の所在の明確化等適切な対応を行うこと等の点について，改善報告書を提出すること。

(注) 平成 9 年 9 月 19 日に，自己・委託の峻別発注，業務管理本部担当役員の専任化，内部管理役員会の設置，コンプライアンスホットラインの設置等を盛り込んだ改善報告書が提出された。

(2) 外務員に対する処分

代表取締役社長及び取締役 2 名 外務員登録の取消

第 3 山一証券

1 いわゆる総会屋への損失補てん等

山一証券のいわゆる総会屋への損失補てん等に係る事案の調査においても，平成 9 年 7 月 30 日，東京地方検察庁と合同で強制調査を実施し，同年 9 月 17 日，犯則嫌疑法人山一証券及び犯則嫌疑者である同社元専務取締役 A，同社元首都圏営業部長 B，同社元株式部長 C，同社元株式部付部長 D 及び同社元嘱託職員 E の 5 名並びに自己の要求により財産上の利益を受けた顧客 F を東京地方検察庁検察官に告発した。

(注) 検察当局の捜査の結果、代表取締役社長等の関与等の事実が認められ、告発事実とともに東京地方裁判所に公訴の提起がなされた。

2 法人顧客への損失補てん等

いわゆる総会屋への損失補てん等においては、シンガポール国際金融取引所の日経平均株価指数先物取引が用いられていたところ、山一証券の当該取引を調査する中で、その他の口座にも同様の方法で財産上の利益を提供したのではないかと考えられる取引を把握した。調査の結果、法人顧客にも損失補てん等を行っていた事実が認められ、周年 10 月 23 日、犯則嫌疑法人山一証券及び犯則嫌疑者である同社元代表取締役社長 G、同社元代表取締役副社長 H、同社元専務取締役 I、同社元専務取締役 A、同社元首都圏営業部長 B、同社元株式部長 C 及び同社元株式部付部長 D の 7 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

(注) 検察当局の捜査の結果、告発事実に基づき東京地方裁判所に公訴の提起がなされた。

上記のような山一証券の損失補てん等に係る犯則事件の調査の結果については、いわゆる「とばし」取引の検査の結果、及び、有価証券報告書の虚偽記載に係る犯則事件の調査の結果（これらについては、第 2 章参照）と合わせて、平成 10 年 4 月 2 日、行政処分その他の適切な措置を講ずるよう大蔵大臣に勧告した。そのうち、上記の犯則事件の調査結果に基づき勧告の対象となった法令違反等の事実及び大蔵大臣等が行った処分の概要は、以下のとおりである。

〔勧告の対象となった法令違反等の事実〕

(1) 損失を補てんし又は利益を追加するため財産上の利益を提供

する行為〔証券法第 50 条の 3 第 1 項第 3 号違反〕

山一証券は、代表取締役社長を含む 8 名の役職員の関与により、有価証券等の売買につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失を補てんし、又は、これらについて生じた利益に追加するため、個人顧客及び法人顧客に対し、山一証券がその自己勘定で売買を行い既に利益が確定しているシンガポール国際金融取引所の日経平均株価指数先物取引を、当該顧客から委託を受けて行った売買であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、

- ① 当該個人顧客に対し、平成 6 年 12 月から同 7 年 1 月までの間、32 回にわたり、合計約 1 億 700 万円相当の財産上の利益を提供した。
- ② 当該法人顧客に対し、平成 6 年 11 月から同 7 年 3 月までの間、76 回にわたり、合計約 3 億 1,690 万円相当の財産上の利益を提供した。

(2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証券法第 50 条第 1 項第 3 号違反〕

山一証券は、上記(1)の顧客の有価証券等の売買の受託につき、取引一任勘定取引の契約を締結した上で、

- ① 個人顧客については、平成 6 年 6 月から同 7 年 2 月までの間、取引を受託、執行した。
- ② 法人顧客については、平成 5 年 4 月から同 7 年 6 月までの間、取引を受託、執行した。

〔勧告に基づく大蔵大臣等の処分〕

(1) 証券会社に対する処分

平成 9 年 11 月 25 日以降自主廃業に向けて営業停止を行って

ることから、山一証券に対する行政処分は行わなかった。

(2) 外務員に対する処分

代表取締役社長，取締役 2 名及び職員 2 名

外務員登録の取消

(注) 上記の処分内容は，上記の法令違反とともに平成 10 年 4 月 2 日付で
勧告をした事実 (31-34頁)に係る処分を含む。

第 4 日興証券

1 いわゆる総会屋への損失補てん等

日興証券のいわゆる総会屋への損失補てんに係る事案の調査においても，平成 9 年 9 月 25 日，東京地方検察庁と合同で強制調査を実施し，同年 10 月 21 日，犯則嫌疑法人日興証券及び犯則嫌疑者である同社元常務取締役 A 及び同社元嘱託職員 B の 2 名並びに自己の要求により財産上の利益を受けた顧客 C を東京地方検察庁検察官に告発した。

(注) 検察当局の捜査の結果，代表取締役副社長等の関与の事実が認められ，告発事実とともに東京地方裁判所に公訴の提起がなされた。

上記のような犯則事件の調査の結果に基づき，平成 9 年 12 月 10 日，日興証券に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう大蔵大臣に勧告した。勧告の対象となった法令違反等の事実及び大蔵大臣が行った処分等の概要は，以下のとおりである。

〔勧告の対象となった法令違反等の事実〕

- (1) 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証取法第 50 条の 3 第 1 項第 3 号違反〕

日興証券は、代表取締役副社長を含む 6 名の役職員の関与により、有価証券の売買につき、当該有価証券について生じた顧客の損失を補てんするため、当該顧客に対し、

- ① 平成 6 年 3 月から同年 6 月までの間、5 回にわたり、日興証券がその自己勘定で保有していたワラントの価格が上昇基調であったことから、当該ワラントを当該顧客が上昇前の価格で買い付けたかのように仮装した後、直ちに当該顧客から同社の自己勘定で買い戻す方法で、合計約 1,450 万円相当の財産上の利益を提供した。
- ② 平成 6 年 6 月、日興証券がその自己勘定で行ったワラント買付取引を、当該顧客から委託を受けて行ったワラント買付取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、約 90 万円相当の財産上の利益を提供した。
- ③ 平成 7 年 1 月から同年 12 月までの間、11 回にわたり、日興証券がその自己勘定で行った株式買付取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式買付取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約 1,410 万円相当の財産上の利益を提供した。

(2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第 50 条第 1 項第 3 号違反〕

日興証券は、上記(1)の顧客の有価証券の売買取引の受託につき、取引一任勘定取引の契約を締結した上で、二口座で、それぞれ、平成 4 年 9 月から同 7 年 10 月まで、また、同 6 年 8 月から同 8 年 7 月までの間、取引を受託、執行した。

(3) 内部管理上の問題

上記(1)、(2)の法令違反行為に関与した日興証券の役職員には

法令・諸規則の遵守意識が著しく欠如していると認められるとともに、法令違反行為が行われた背景として日興証券の内部管理体制には以下のような重大な不備があったと認められた。

- ① 内部管理統括責任者(取締役エグイティ本部長, 当時)自身が、法令違反行為に関与していた。また、内部管理責任者の日常的なチェックや業務管理部門の社内監査は表面的なものに止まるなど、社内のチェック体制は実質的に機能していなかった。
- ② いわゆる総会屋への対応を担当する総務部の職員は、内部管理が及ばない例外的な存在となっていた。
- ③ 株式取引については、社内コンピューターへ当初自己取引として入力したものは、自己取引あるいは委託取引の区別を含め、約定成立後に確定させる仕組みとなっていたが、このようなシステムを意図的に利用して付け替えを行うなど、コンピューターシステムの不適正な運用がなされていた。

〔勧告に基づく大蔵大臣の処分, 措置の概要〕

(1) 証券会社に対する処分, 措置

① 行政処分

- ・株式関連(指数先物取引, オプション取引を含む)の自己売買業務の停止(平成9年12月25日から同10年3月4日)
- ・銀座支店及び新丸ビル支店の有価証券の売買, 有価証券先物取引等の受託業務の停止(平成9年12月25日から同10年3月4日)
- ・公共債(国債, 地方債, 政府保証債)の引受け及び入札への参加の禁止(平成9年12月25日から同10年3月4日)

(注) 勧誘を伴わない保護預り有価証券の売却注文の受託業務等を

除く。

②大蔵大臣が証券会社に対して行った業務改善指示

責任の所在の明確化，内部管理体制の充実・強化，役職員の法令・諸規則の遵守意識の向上，社内の売買受注・執行体制の見直し等の点について，改善報告書を提出すること。

(注) 平成 10年 1月 23 日に，自己・委託の峻別発注，業務管理本部担当役員の専任化，内部管理委員会の見直し，経営諮問委員会の設置等を盛り込んだ改善報告書が提出された。

(2) 外務員に対する処分

代表取締役副社長及び取締役 2名 外務員登録の取消

2 その他個人顧客への利益追加

日興証券のいわゆる総会屋への損失補てんに係る調査を行う中で，幅広く取引の分析等に努めた結果，他の個人顧客の口座において，同日中に買付け及び売付けをともに行う，いわゆる日計り売買等の不自然な取引が行われていることを把握した。これについても犯則事件の調査を実施した結果，上記 1 と同様の方法で財産上の利益を提供していた事実が認められ，平成 10年 3月 9日，犯則嫌疑法人日興証券及び犯則嫌疑者である同社元代表取締役副社長 D及び同社元常務取締役 Aの 2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

(注) 検察当局の捜査の結果，告発事実に基づき東京地方裁判所に公訴の提起がなされた。

上記のような犯則事件の調査の結果に基づき，平成 10年 3月 20日，

日興証券に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう大蔵大臣に勧告した。勧告の対象となった法令違反等の事実及び大蔵大臣が行った処分等の概要は、以下のとおりである。

〔勧告の対象となった法令違反等の事実〕

- (1) 利益に追加するため財産上の利益を提供する行為〔証取法第 50 条の 3 第 1 項第 3 号違反〕

日興証券は、代表取締役副社長を含む 2 名の役員の関与により、有価証券の売買につき、当該有価証券について生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、

- ① 平成 7 年 10 月から同 8 年 6 月までの間、6 回にわたり、日興証券がその自己勘定で売買を行い既に利益が確定している株式取引を、当該顧客から委託を受けて行った売買であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約 680 万円相当の財産上の利益を提供した。
- ② 平成 7 年 11 月から同 8 年 6 月までの間、19 回にわたり、日興証券がその自己勘定で行った株式買付取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式買付取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約 2,230 万円相当の財産上の利益を提供した。

- (2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第 50 条第 1 項第 3 号違反〕

日興証券は、上記(1)の顧客の有価証券の売買取引の受託につき、取引一任勘定取引の契約を締結した上で、平成 7 年 10 月から同 9 年 3 月までの間、取引を受託、執行した。

〔勧告に基づく大蔵大臣の処分、措置の概要〕

○ 証券会社に対する処分，措置

①行政処分

- ・ 株式関連(指数先物取引，オプション取引を含む)の自己売買業務の停止(平成 10 年 4 月 10 日から同年 5 月 9 日)
- ・ 新橋支店の有価証券の売買，有価証券先物取引等の受託業務の停止(平成 10 年 4 月 10 日から同年 4 月 30 日)
- ・ 公共債(国債，地方債，政府保証債)の引受け及び入札への参加の禁止(平成 10 年 4 月 10 日から同年 4 月 20 日)

(注 1) 勧誘を伴わない保護預り有価証券の売却注文の受託業務等を除く。

(注 2) 上記の処分内容は，上記法令違反とともに勧告をした「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買をする行為」の事実(68 頁参照)に係る処分を含む。

②大蔵大臣が証券会社に対して行った業務改善指示

責任の所在の明確化，売買注文・執行体制の見直しを図ること，前回の業務改善報告書(18 頁参照)の実施状況等について，今回の事件も踏まえ，その実施状況等を再点検し，改善報告書を提出すること。

(注) 平成 10 年 5 月 8 日に，責任の所在の明確化，株式累積投資の注文執行，処理システムの見直し，エクイティ部門における法令遵守意識及び基本動作の徹底等を盛り込んだ改善報告書が提出された。

第 5 大和証券

大和証券のいわゆる総会屋への損失補てんに係る事案の調査においても，平成 9 年 9 月 18 日，東京地方検察庁と合同で強制調査を実施し，同年 10 月 28 日，犯則嫌疑法人大和証券及び犯則嫌疑者である元エクイティ

本部長付部長 A，元総務副本部長 B，総務部付部長 C ほか 1 名並びに自己の要求により財産上の利益を受けた顧客 D を東京地方検察庁検察官に告発した。

(注) 検察当局の捜査の結果，代表取締役副社長等の関与の事実が認められ，告発事実とともに東京地方裁判所に公訴の提起がなされた。

上記のような犯則事件の調査の結果に基づき，平成 9 年 12 月 10 日，大和証券に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう大蔵大臣に勧告した。勧告の対象となった法令違反等の事実及び大蔵大臣が行った処分等の概要は，以下のとおりである。

〔勧告の対象となった法令違反等の事実〕

(1) 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証券法第 50 条の 3 第 1 項第 3 号違反〕

大和証券は，代表取締役副社長を含む 7 名の役職員の関与により，有価証券の売買につき，当該有価証券について生じた顧客の損失を補てんするため，当該顧客に対し，

① 平成 4 年 11 月から同 7 年 12 月までの間，107 回にわたり，大和証券がその自己勘定で行った株式買付取引を，当該顧客から委託を受けて行った株式買付取引であるかのように仮装し付け替えて，当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で，合計約 3 億 1, 820 万円相当の財産上の利益を提供した。

② 平成 7 年 1 月から同年 12 月までの間，12 回にわたり，大和証券がその自己勘定で売買を行い既に利益が確定している株式取引を，当該顧客から委託を受けて行った売買であるかのように仮装し付け替えて，当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で，合計約 3, 660 万円相当の財産上の利益を提供した。

(2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第 50 条第 1 項第 3 号違反〕

大和証券は、上記(1)の顧客の有価証券の売買取引の受託につき、取引一任勘定取引の契約を締結した上で、二口座で、それぞれ、平成 4 年 9 月から同 8 年 5 月まで、また、同 6 年 1 月から同 8 年 6 月までの間、取引を受託、執行した。

(3) 内部管理上の問題

上記(1)、(2)の法令違反行為に関与した大和証券の役職員には法令・諸規則の遵守意識が著しく欠知していると認められるとともに、法令違反行為が行われた背景として大和証券の内部管理体制には以下のような重大な不備があったと認められた。

- ① 内部管理統括責任者(代表取締役副社長、当時)自身が、法令違反行為に当初より深く関与していた。また、種々の不自然な状況を内部管理部門が把握していたにもかかわらず、厳正な対処がなされなかった。
- ② 発注後速やかに行うべき注文内容の社内コンピューターへの入力を意図的に留保し、市場取引の終了後に株式の自己取引から委託取引への付け替えを行うという不適正な処理がなされていた。
- ③ 委員会の調査に対して、内部管理統括責任者が自ら指揮して口裏合わせをするなど、組織的に真実を明らかにすることを拒む姿勢をとり、実態の解明を困難にするような工作を行っていた。

〔勧告に基づく大蔵大臣の処分、措置の概要〕

(1) 証券会社に対する処分、措置

① 行政処分

- ・ 株式関連(指数先物取引、オプション取引を含む)の自己売買業務の停止(平成 9 年 12 月 25 日から同 10 年 4 月 24 日)

- ・本店営業部，投資相談部の有価証券の売買，有価証券先物取引等の受託業務の停止(平成 9 年 12 月 25 日から同 10 年 4 月 24 日)
- ・公共債(国債，地方債，政府保証債)の引受け及び入札への参加の禁止(平成 9 年 12 月 25 日から同 10 年 4 月 24 日)

(注) 勧誘を伴わない保護預り有価証券の売却注文の受託業務等を除く。

② 大蔵大臣が証券会社に対して行った業務改善指示

内部管理体制の充実・強化，役職員の法令・諸規則の遵守意識の向上，社内の売買受注・執行体制の見直し，組織的に真実を明らかにすることを拒む姿勢をとり実態の解明を困難にするような工作を行っていたことに関して責任の所在の明確化等適切な対応を行うこと等の点について，改善報告書を提出すること。

(注) 平成 10 年 1 月 23 日，自己・委託の峻別発注，業務管理本部担当役員の専任化，業務管理本部の機能強化，一般社員から直接社長へ提案を行う直接提案制度の実施等を盛り込んだ改善報告書が提出された。

(2) 外務員に対する処分

代表取締役副社長，常務取締役 2 名及び職員 2 名

外務員登録の取消

第 6 犯則事件調査等の結果に基づく建議

先述のとおり，大手証券会社による損失補てん事件について，犯則事件の調査等を行った結果，法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので，平成 9 年 12 月 24 日，以下の観点から必要かつ適切な措置を講ずるよう大蔵大臣に対して建議を行った。

(1) 委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等

4 証券会社は、コンピューターを不適正に利用すること等により、いずれも、自己の計算で行った取引について、事後的に、顧客から委託を受けて行った売買であるかのように偽装し、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、損失を補てんする等のため財産上の利益の提供を行っていた。

こうした方法による損失補てん等を防止するため、取引の執行に当たって、顧客の委託に係る注文と自己の計算による取引の峻別を自主規制機関の規則により義務付けるとともに、その遵守状況を厳正に点検する必要がある。

また、あわせて打刻機の適正な運用・管理、コンピューターの不適正な運用の排除等社内諸手続きの厳正化を図るべきである。

(2) 法令遵守のための内部管理体制の充実・強化

証券会社の内部管理については、平成3年の証券不祥事を受け、日本証券業協会が公正慣習規則第13号「協会の内部管理責任者等に関する規則」(以下「内部管理規則」という。)を定めており、各証券会社の内部管理体制はこれを基本に構築されてきている。しかしながら、4証券会社の内部管理体制をみると、経営責任者等が関与する不適正行為には対応できなかったほか、本店所管口座が内部管理の例外的な存在となっていた事例がみられるなど、有効に機能しているとはいいがたい。

したがって、こうした状況にも対応し得るよう内部管理規則等を改正する等内部管理体制の充実・強化を図る必要がある。

〔建議事項に対する改善策〕

建議事項について、大蔵大臣が講じた改善策は以下のとおりである。

1. 委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等

(1) 協会員が、有価証券の売買その他の取引等を行う場合において、

自己の計算による取引と顧客の注文に係る取引等とを峻別することを義務づけるとともに、打刻機の適正な運用・管理、コンピューターの不適正な運用の排除等を定めた社内規則を整備することを義務づける。

- (2) 協会員が、店頭売買有価証券の取引について、日本店頭証券に委託して執行しようとする場合には、自己又は委託の別を同証券に対し明らかにしなければならないことを義務づける。
- (3) 取引所の会員が、取引所に対し注文を発注する場合には、自己又は委託の別を取引所に対し明らかにしなければならないことを義務づける。
- (4) 各取引所及び証券業協会において、システム売買については、自己取引と委託注文が区分発注されない場合に注文を受け付けないシステムとする。

2. 法令遵守のための内部管理体制の充実・強化

(1) 証取法における内部管理体制に関する規定の整備

証券業協会の定款において、協会員に法令等を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させることにより、協会員の法令等に違反する行為を防止して、投資者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならないとする内容の証取法の一部改正案を第 142 回国会に提出した(同国会で可決成立)。

(2) 社内検査・監査体制の見直し等

- ① 本店所管の顧客口座・取引の一部が社内検査・監査体制及び内部管理体制の対象外とならないよう社内検査規則の整備等を義務づける。
- ② 上位役職者の指示に違法行為の疑いがある場合等に関係役職員が内部管理部門へ通報できる制度の導入を要請した。

(3) 内部管理統括補助責任者の責務の明確化等

- ① 職務の分担を明確にするため、内部管理統括補助責任者に対し、分担を受けた職務の遂行状況について内部管理統括責任者への報告を義務づける。
- ② 内部管理統括補助責任者が、その責務を的確に遂行していなかったと認められる場合は、内部管理統括責任者の交代勧告と併せて、当該内部管理統括補助責任者に対し、交代を勧告することができることとした。